

小川雨量観測所用地測量等業務

仕 様 書

令和7年8月

独立行政法人水資源機構
利根川下流総合管理所

(適用)

第1条 この仕様書は、独立行政法人水資源機構が施行する小川雨量観測所用地測量等業務に適用する。

(業務の内容)

第2条 この業務の内容は、用地測量、地積測量図等の図面作成、登記嘱託書類の筆耕・調製及び法務局への嘱託、補正、取下げ、受領等の手続き並びにこれらに付随する業務（以下「本業務」という。）とする。

(業務対象場所)

第3条 茨城県小美玉市飯前字出房 1376-16（小美玉市立旧上吉影小学校跡地）
（1376-16 は、公簿面積 18983 m²であり、広大地扱いとすること法務局と確認済）

(履行期間等)

第4条 本業務の履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和7年11月30日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、夏期休暇のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

(業務数量)

第5条 業務数量は、別紙1「業務数量総括表」のとおりとする。

2 なお、担当職員が、現場条件等により業務内容の変更及び業務範囲の追加等が必要と判断した場合には、別途指示するものとし、設計変更協議の対象とする。

(通知書等)

第6条 発注者と受注者間の通知等の様式は、別紙2に定めるところによる。

(担当職員及び担当技術者)

第7条 担当職員とは、本業務の処理について、監督または指示する者として、発注者が受注者に通知する職員をいう。

また、担当技術者とは、本業務の処理を行う者として配置する土地家屋調査士とし、受注者が発注者に通知する。

(貸与・提供書面)

第8条 貸与・提供書面の引渡又は返納は、原則として利根川下流総合管理所にて行う。

なお、貸与・提供書面は次のとおりである。

・登記事項証明書

- ・ 14 条地図
- ・ 地積測量図
- ・ 一筆図形
- ・ 委任状

(登記業務の処理)

第9条 受注者は、本業務の処理にあたって不動産登記法、その他の法令に基づいて正確かつ迅速に処理しなければならない。

2 受注者は、用地測量結果に基づき、登記嘱託書を作成するものとする。

3 受注者は、前項の規定により作成した登記嘱託書等に、前条の規定により引渡を受けた提供書面を添付して、水戸地方法務局土浦支局に登記手続を行うものとする。

(業務の実施)

第10条 受注者は、次の各号に定める方法により本業務を実施するものとする。

一 資料調査等を実施のうえ、土地所有者との境界立会いを実施する。

二 土地所有者から境界への同意が得られた後、機構の指示する箇所に用地幅杭を設置する。

三 土地所有者へ境界確認書(図面)への署名(法人にあつては記名)押印を求めるものとする。

四 境界確書(図面)が整った後、速やかに嘱託書類を作成の上、法務局への提出、補正、取下げ、受領等の手続きを迅速に処理して登記の早期完成に努めるものとする。

五 本業務の対象となる土地に所有権以外の権利の設定があることが判明した場合又は相続関係書類の不備等の理由により本業務ができない場合には、すみやかに担当職員に報告し、指示を受けるものとする。

六 受注者は、本業務の実施にあたって発注者又は法務局から立会いを求められたときは立会うものとする。

七 受注者は、法務局への登記嘱託書等の提出に伴い法務局に協議が必要な事項がある場合は、担当職員に事前に報告のうえ、法務局と協議を行うものとする。

八 受注者は、前項の規定による協議終了後、その結果を担当職員に報告するものとする。

(検査)

第11条 受注者は、業務依頼完了報告書を作成の上、成果品とともに、検査員による検査を受けなければならない。

(成果品)

第12条 提出する成果品は、用地測量成果一式及び登記完了証及び関係書類とする。

(個人情報の取扱い)

第13条 受注者は、本業務の実施にあたっては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の主旨に従い、十分配慮するよう周知徹底を図らなければならない。

（情報セキュリティポリシーの遵守及び情報管理の体制）

第14条

1. 受注者は、業務の実施に際して、担当職員が別途指定する情報セキュリティポリシーに関する事項を遵守しなければならない。
2. 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として発注者及び受注者が収集、整理、作成等した情報であって、担当職員が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」（別紙2）を提出し、担当職員の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当職員の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・担当職員が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
3. 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当職員が同意した場合はこの限りではない。
 4. 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。
 5. 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当職員へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

（協議）

第15条 本業務に関する疑義等については、随時、担当職員と協議を行うものとする。

以 上